

議案第 2 3 号

山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市職員定数条例の一部を改正する条例

山陽小野田市職員定数条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 3 4 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「、公平委員会」を削り、「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第 2 条第 6 号中「 2 人」を「 3 人」に改め、同条第 7 号を削り、同条第 8 号
を同条第 7 号とし、同条第 9 号を同条第 8 号とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、病院事業管理者、水道事業管理者、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関に常時勤務する一般職に属する職員（教育長及び<u>会計年度任用職員</u>を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 <u>3人</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市長、病院事業管理者、水道事業管理者、議会、選挙管理委員会、監査委員、<u>公平委員会</u>、農業委員会、教育委員会の事務部局及び学校その他の教育機関に常時勤務する一般職に属する職員（教育長及び<u>臨時的任用職員</u>を除く。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員 <u>2人</u></p> <p><u>(7)</u> <u>公平委員会の事務部局の職員</u> <u>1人</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>